

「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」について

本日、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が決定された。

本大綱の取りまとめに当たられた政府・与党の関係者の皆様のご尽力に対し、心から敬意を表する。

本大綱において新たに導入されることとなった就業者負担軽減支援金は、中低所得の現役勤労者の手取りの増加や就労促進を目的とした全国一律の施策であり、その趣旨については理解するものの、本来、国が主体となり、責任を持って実施すべきものである。

今後、町村においては、人口減少のさらなる進行に伴い、現行の事務執行体制を維持していくこと自体が一層困難になることが見込まれている。こうした中、新たな事務負担が生じることに加え、その対応が長期化・恒常化することを強く危惧している。

このため、地方の協力を必要とする期間の見通しを明らかにするとともに、国が直接執行できる体制の早期の整備を強く求める。

また、町村における人材確保への十分な支援を講じるとともに、引き続き実務検討チームにおける地方の意見を最大限取り入れながら、国の責任において事務負担の軽減に全力で取り組んでいただきたい。

支給に要する費用の負担割合については、今後改めて協議することとされたが、その決定に当たっては、地方の理解と納得が得られるよう、丁寧かつ十分な協議を行うよう強く求める。

さらに、事務費を含む地方負担については、個々の町村の負担実態に応じて、見える形で確実に措置していただきたい。

併せて、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに伴い、地方の財政運営に支障が生じることをないよう、地方特例交付金による補てんや地方交付税総額の確保など、万全の措置を講じていただきたい。加えて、影響を受ける農林漁業者等に対しても、十分な支援を着実に実施されたい。

なお、今回のように地方に大きな影響を及ぼす制度を具体化する際には、地方の意見に十分に耳を傾け、より真摯かつ丁寧に協議を進めていただきたい。

最後に、働くことにより生活の向上を実感できる社会を形成するためには、今回のような負担軽減策に加え、所得水準の向上に向けた取組が極めて重要である。国においては、今後とも全ての国民の所得向上につながる施策について、引き続き強力に進めていただくことを期待する。

令和8年9月15日

全国町村会長
棚野孝夫